

「平川市市制施行20周年記念動画」制作業務公募型プロポーザル募集要領

「平川市市制施行20周年記念動画」制作業務公募型プロポーザル募集要領は、平川市が「平川市市制施行20周年記念動画」制作業務を委託する事業者の募集や選定に関して、必要な事項を定める。

1 目的

市制施行20周年という節目の年に記念映像を作成し、平川市の20周年の歩みを振り返るとともに、平川市の人、産業、歴史や文化、自然や四季折々の風景等、平川市の魅力を市内外へ広く伝え、将来を展望することを目的として、事業者の募集を行う。

2 業務の概要

(1) 業務名

「平川市市制施行20周年記念動画」制作業務

(2) 業務内容

別紙「「平川市市制施行20周年記念動画」制作業務委託要求水準書」のとおり。

(3) 契約方法

公募型プロポーザル方式により最適の提案をした者を優先交渉権者とし、本市と契約内容の協議をおこなうものとする。なお、優先交渉権者との協議において、両者が合意に至らなかった場合は、次点者との協議を行うものとする。

(4) 履行期間

契約した日の翌日から令和7年12月1日まで

(5) 提案限度額

3,860千円（消費税及び地方消費税額相当額を含む。）

なお、実際の契約金額は委託先の選定後、見積書を徴取して決定する。

(6) 業務担当

担当課 平川市総務部政策推進課ひらかわ魅力発信係

担当者 廣瀬 陽史（ひろせあきふみ）

住 所 〒036-0104青森県平川市柏木町藤山25番地6

連絡先 TEL 0172-44-1111（内線1529）

0172-55-5737（直通）

FAX 0172-44-8619

Email kouhou@city.hirakawa.lg.jp

3 参加資格

本事業に参加できるものは、以下の要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 企画提案書締切日において、令和6年度平川市入札参加資格者名簿（物品・役務）に登載されていること。
- (2) 公示日において、地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア このプロポーザルの実施公告の日以降に、民事再生法（平成11年法律第255号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
 - イ このプロポーザルの実施公告の日以降に、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者
- (4) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているものでないこと。

4 スケジュール

(1) 内容及び期日

ア 募集要領等公表 (市ウェブサイト上)	令和6年10月31日(木)
イ 質問の受付締切	令和6年11月7日(木) 17時まで
ウ 質問回答日	令和6年11月11日(月)
エ 参加表明書の提出期限	令和6年11月14日(木) 17時まで
オ 企画提案書の提出期限	令和6年11月20日(水) 17時まで
カ プレゼンテーション審査	令和6年11月27日(水)
キ 結果通知	令和6年12月4日(水)
ク 契約締結	令和6年12月11日(水) ※予定
ケ 成果品の納入期限、事業完了	令和7年12月1日(月)

(2) 質問の受付及び回答

本企画提案募集では説明会を実施しないため、本募集要領及び要求水準書等の内容について不明な点が生じた場合は、次のとおり対応する。

ア 企画提案質問書（様式6）の提出

(ア) 提出期限 令和6年11月7日(木) 17時

(イ) 提出方法

電子メールに添付し提出すること。なお、電子メールの表題は「【事業者名】平川市市制施行20周年記念動画制作に関する質問」とすること

(ウ) 提出先

平川市総務部政策推進課ひらかわ魅力発信係
kouhou@city.hirakawa.lg.jp

※電話及びFAXでの質問は不可。質問がない場合の提出は不要とする。

イ 企画提案質問書（様式6）の回答

(ア) 回答日

令和6年11月11日（月）

(イ) 回答方法

参加表明書を提出した者すべてへ電子メールで送付する。

(ウ) 留意点

質問に対する回答は、本業務の実施要領や要求水準書に記載する内容の追加又は修正とみなす。

(3) 参加表明

本公募型プロポーザルに参加する意思がある場合は、令和6年11月14日（木）17時まで（当日消印有効）に、参加表明書（様式1）、会社概要調書（様式2）及び財務状況のわかる直近の書類（任意様式）並びに国税、都道府県税及び市町村税を滞納していないことがわかる公的証明書類（納税証明書等で提出前1か月以内に発行されたもの。写しは可とする。）を提出するものとする。なお、参加表明書を提出後に参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式5）を提出すること。

(4) 企画提案書の提出

ア 期限

令和6年11月20日（水）17時必着（持参又は郵送）

イ 提出物

下記のとおり。なお、1事業者あたり、提案は1件とする。

(ア) 審査書類及び企画提案書等提出書（様式3）

(イ) 企画提案書（様式4、A4左綴じ。表紙以外は任意様式）

企画提案書の必須記載項目は、以下のとおりとする。

なお、記載内容が必須記載項目のいずれかに該当するか分かるよう、必要記載項目の文言を見出しに用いるなど工夫すること。

①制作する動画の内容

動画の構成、演出、出演者、脚本、デザイン等を提案すること。
なお、実際の構成等は、契約締結後に、提案を踏まえ、発注者と協議のうえ決定するものとする。

②本業務の業務計画及び実施体制について

担当者・管理責任者等の実施体制、緊急時の体制及び情報管理体制等について記載すること。

③スケジュール

業務完了までの全体的なスケジュールを記載すること。

④これまでの実績

過去に実施した類似の業務や活動について実績を記載すること。
なお、過去に制作した動画については、URLを記載すること。

(ウ) 見積書（任意様式）

提案限度額の範囲内で、すべての経費とその内容が分かるよう、可能な限り詳細を記載すること。

ウ 企画提案書の形式

(ア) 用紙サイズはA4判とする。

※図表等の場合はA3可、折込必要

(イ) 提出部数は、書面を7部（正1部、副6部）、電子媒体（PDF化したファイルをCD-ROMあるいはDVD-ROMに保存する）を1部とする。

エ 提出先

問い合わせ先へ持参もしくは郵送にて提出すること。

オ その他

提出された企画提案書等は、当該審査以外に無断で使用することはない。ただし、情報公開請求があった場合には平川市情報公開条例に基づき対応する。

(5) プレゼンテーション審査

選定委員会委員を審査員とし、各提案事業者からの提案についてのプレゼンテーションを受け、その内容等について審査を行う。（なお、プレゼンテーションの会場に審査員以外の実務担当者等が入る場合があり、実務担当者等は審査権を持たないが、提案内容についての質問等を行う場合があるので対応すること）

ア 日程

令和6年11月27日（水）※予定

イ 場所

平川市役所本庁舎庁議室 ※予定

ウ 実施時間

時間は30分以内とし、その配分は次のとおりとする。ただし、質疑応答については、当該時間を超えて行う場合がある。

- (ア) 準備 5分
- (イ) プレゼンテーション 20分
- (ウ) 質疑応答 10分

エ 選考方法

(ア) 審査項目は、次に示す評価配点により、総合的に、公平かつ客観的に審査を行うものとし、最多得点の者を受託候補者として選定する。

No	評価項目	評価基準	評価点
1	業務実施方針	(1) 業務の目的や内容、使用等を正しく理解しているか。	10
2	企画提案	(1) 平川市の20周年の歩みを振り返るとともに、平川市の人、産業、歴史や文化、自然や四季折々の風景等、平川市の魅力を表現しつつ、将来を展望する内容となっているか。また、市民の共感が得られる内容であるか。	30
		(2) 視覚的インパクトや話題性、独創性があり、視聴者を飽きさせない演出や工夫が盛り込まれているか。	20
		(3) アクセシビリティに配慮し、高齢者や障がい者を含めたすべての人に内容が伝わる映像であるか。	10
3	実施スケジュール	(1) 現実的なスケジュールが設定されているか。	10
4	業務実施体制	(1) 事業を確実かつ効果的に実施できる体制が整っているか。	10
5	実績	(1) 当該業務と同種又は類似した業務について、豊富な実績を有しているか。	10
合計			100

(イ) 得点が同点である場合は、上記評価配点「2企画提案」の合計得点が最多得点の者を受託候補者とする。

(ウ) 上記評価配点「2企画提案」が同点の者が2者以上の場合は、上記評価基準「2企画提案」内(1)の得点が最多得点の者を受託候補者として選定する。

※なお、参加事業者が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとするが、選定については、選定委員会で決定するものとする。

オ 留意事項

(ア) プレゼンテーションは、参加申込書の受付順に実施する。

(イ) プレゼンテーションは3名以内で行うこととし、業務担当者を含めること。なお、説明員がリモートで参加することは妨げない。リモートで参加する場合は、本市へ事前に連絡を行うこと。

(ウ) 提案書等を投影するディスプレイは、本市が準備する。プレゼンテーション用のパソコン及びディスプレイと接続するHDMIケーブルのOA機器等は、提案者で準備、設置すること。

(エ) 提案する内容及び質疑応答の回答は、原則、プレゼンテーション終了後において取消又は変更することができない。

(オ) 受付時間までに受付を行わない場合は、参加を辞退したものとみなす。

(6) 結果通知

ア 日程

令和6年12月4日(水) ※予定

イ 方法

電子メールで通知する。

また、選定結果通知日の翌日以降に市ウェブサイト公表する。

※審査経過に関する質問等は、一切受け付けない。

5 契約

(1) 契約手続

本市と受託者は、平川市財務規則に定める随意契約の手続により、改めて見積を行い、契約を締結する。

本業務委託仕様書は、契約候補者が提出した企画提案書等をもとに作成するが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、本市と契約候補者との協議により、提案内容を一部変更したうえで業務委託仕様書を作成することがある。この場合において、契約候補者との協議が整わなかった場合には、補欠順位の上位者と協議を行うものとする。

(2) 契約保証金

受託者は、契約保証金として業務に要する全体費用の見積価格の100分の

10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

(3) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(4) 情報セキュリティの保護

受注者は、本業務の履行にあたり、知り得た個人情報を含む情報の取り扱いについて、機密情報として扱い、契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、情報の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他の事故等から保護するため、必要な措置を講じること。本業務の履行期間が満了した後も同様とする。